

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年7月15日(火) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 田熊 享子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 野坂 雅司 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 時廣 浩二 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

報告第1号 農用地利用集積計画等促進計画の策定に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 小取 竜一

署名委員 今井 清弘

議長 ただ今から、令和7年第7回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について』を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より北西約1.9kmに位置する農用地です。位置は3条-1で示しています。利用計画については、野菜等の苗床です。譲渡人による管理が困難となったため、譲受人が有効利用するものです。申請によれば農地法上の要件は満たしています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 当地区はですね、〇〇団地から50mぐらい下に下がった所なんです、〇〇さんはハウスとか作っておられまして、この度申請地がありますのは、△△さんという方の土地なんです、△△さんの土地は家がずいぶん離れていますので、なかなか管理が難しいということで、この度〇〇さんのほうで譲り受けられて、活用されるということでもありますので、有効利用できるんじゃないかと思います。

田熊委員 はい、問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南東2.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

時廣委員 特に問題ないと思います。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西3.4kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。

なお、申請地東側は背の高い雑木が茂る山林による日照不良で、土地有効利用の観点から、西寄りにパネルを設置します。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 ○○さんという方のお宅なんですが、家の前は畑で、今植えておられます。そしてその下はですね、棚地なんですけども、既に用水路もなくですね、荒廃した土地ということですので、有効活用されるということでは、いいのではないかと思います。

田熊委員 はい、問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西1.3kmに位置する第二種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認してお

ります。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 はい。申請地につきましてはですね、今現在休耕田で、近くにもう既に太陽光発電もありますので、別段問題ないと思います。

南委員 はい、私も同意見でございます。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11と12を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西1.1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-4で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、先ほどの申請場所から500mほどの場所で、休耕田でもあり、別に問題はないです。

南委員 はい、私も同意見であります。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

山城委員 すみません、ちょっと1件お聞きします。〇〇地区は、今回の国営

ほ場整備されていると思うんですけども、このほ場地域と今回の対象地域は、隣接なのかそれとも距離が離れているのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

事務局 ほ場整備のエリアではありません。離れたエリアになります。

南委員 線路より上側ですからね、北側ですから。

山城委員 じゃ、道路挟んで反対側とか、そういうレベルではないわけですね。

南委員 はい、〇〇さんの所の田んぼなんですけど、ずっと休耕されております。そういう意味では、有効利用したほうがええんじゃないかということで、相談があったのだらうと思います。ほ場整備に悪影響はありませんので、その辺の事は確認しております。

山城委員 はい、ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。その他質疑はありますか。

今井委員 太陽光で所有権移転はいつも出てくるんですけども、現況、太陽光作った所見ますと、会社によってそれぞれ違うんですけど、太陽光作るだけで、あと現場は草が生えてきてポーポーになって役目も果たさんような所もあると思うんですけど、これについてはあとはもう何にも言えないんですかね、あとの管理は？

事務局 こちらについては、田布施町のほうで今井委員さんがおっしゃるようなことが発生していたとは聞いています。そういった背景から、田布施町独自で太陽光発電設備の設置管理に関する要綱を作成しております。要綱に従い対応していく流れになるかと思われま。

南委員 私が聞いたところによるとですね、昔に作ったところは、そういう法律がなかったんで、看板を設置しなくていいということで、これが一番問題じゃろうと思います。その後は、色々トラブルがありましたから、必ず看板を設置しなさい、がありますので、そのぶんについては、今言う町のほうから連絡が入ると思いますが、そういう意味で2種類ありますんで、一番問題になる

のはどうかという事だろうと思いますが、その辺のこと、事務局どうですか。

事務局 要綱が制定される前のものはなかなか難しいという現状もあるかもしれませんが、そういった事情も踏まえて担当部署が要綱に従ってしっかり指導していくということで対応していくしかないのかなとは思っております。

今井委員 わかりませんが、倒産した太陽光会社も中にはあるんじゃないですか。あとはもう…廃れ放題ですよ、そうなってしまうと。売ってしもうとるから、昔の所有者も何もできないし、誰が管理するようになるんじゃないだろう。

南委員 一番困りますよ、それがね。この辺はまだいいですが、場所によると全部そういうのが荒れて困っているということも聞いておりますので、そういうことがありましたから、必ず今言うような法律を作ってやるんですが、今言う、倒産したらもう、言いようがないんでね。その時には国とまた相談するようになるかと思いますが。実は私の地区もですね、そういう新しいところで看板が設置してないんで、広島に通産局の役人と思うんですが、それが見て歩いてですね、これは看板が設置してないが誰じゃろうか、という問い合わせがありました、そういう形で国のほうもですね、そういう問題のある太陽光発電については色々調査しているみたいですから、そんなのがありましたら直接広島の方の、そういう部署のほうに連絡すればある程度の行政指導はあるかと思えます。色々とまた研究して参りたいと思っておりますので、皆さんのほうから色々情報がありましたらお願いします。

今井委員 はい。

議長 その他ありませんか。

福本委員 以前申請があつて、周辺の住民から苦情が出たんでやめた経緯があると思えます。今回はそれをクリアしたということですね？

事務局 おっしゃる通り、以前保留になったっていう経緯は事務局のほうで把握しております。この度は、町の太陽光に係る要綱に従い周辺民家等への事前周知を行っていることを確認しております。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号4番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13をご覧ください。申請地は、役場より北東約300mに位置する第三種農地です。位置は現況-1で示しています。申請地は、所有者以外の他人の土地に囲まれており、かつ道路に接していません。

そのため、維持管理が困難となり、現在、雑草等が繁殖しています。

今後、特定の利用計画はありませんが、隣接地所有者に所有権移転し、管理を委ねたいため申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、畑なんですが、雑草が茂っています。この地図を見て…わかりにくいんですが、実際はもう道もないし、周りがみんな住宅になってまして、入ることができない状態ですので、このままほかっておいたら雑草が原木になって、まちの中心でもありますので、仕方がないのではないかと思います。

南委員 私もですね、ここは不在地主の方が持っていらっしゃるんで、維持管理がもう無理ということで、実際には畑になっていますが、全然耕作されていません。従って認めたいと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違

ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に、議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号14をご覧ください。申請地は、役場より南東約2.0kmに位置する第三種農地です。位置は現況-2で示しています。申請によると申請地は、20年以上耕作放棄されており、雑木・雑草が繁殖している状況です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 周辺は換地により、新しい田んぼになっているんですけど、そこだけ取り残されたような形で、雑草地、雑草が生えるような形で残ってありました。せっかくだったら、一緒に入ればよかったな、というようにちょっと思いながら見てきました。以上です。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号2番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に報告事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 「報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について」ページ番号15と16に記載しております。

この度は「一括方式」はなく、「2段階方式」の12件を記載しております。事前に事務局で要件事項を確認の上、『意見なし』として処理しておりますので報告させていただきます。以上です。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和7年第7回田布施町農業委員会総会を閉会します。

